

[小浜市ふくアプリデジタル通貨]利用規約

この[小浜市ふくアプリデジタル通貨]利用規約（以下「本規約」といいます。）は、[小浜市]（以下「発行者」といいます。）が発行するふくアプリデジタル通貨の利用に関し、発行者と利用者との権利義務関係を定めるものです。ふくアプリデジタル通貨を利用する方は、事前に本規約の全文を必ずお読みください。

第1条（定義）

1. 本規約では、以下の用語を使用します。
 - (1) 「ウォレット」とは、ふくアプリデジタル通貨の残高を種類別に表示するふくアプリの機能をいいます。
 - (2) 「加盟店」とは、ふくアプリ加盟店のうち、ふくアプリデジタル通貨を使用することができる店舗として発行者が指定するものをいいます。
 - (3) 「対象商品等」とは、加盟店がふくアプリデジタル通貨を使用して代金を弁済することを対価として販売し、貸し渡し、又は提供することが発行者から認められている商品又はサービスをいいます。
 - (4) 「ふくアプリ」とは、ふくいデジタルが運営し提供する、地域通貨決済サービスや地域情報の配信等、複合機能を備えたアプリケーションをいいます。
 - (5) 「ふくアプリ加盟店」とは、ふくアプリを利用した代金の決済を行うことを可能とするための手続を行った事業者をいいます。
 - (6) 「ふくアプリデジタル通貨」とは、発行者が、ふくアプリを通じて、利用者に対して発行する電子マネーであって、利用者が加盟店においてふくアプリデジタル通貨使用取引の決済に使用することができるものであって、別表に定めるものをいいます。
 - (7) 「ふくアプリデジタル通貨使用取引」とは、利用者が、加盟店の運営する店舗において、対象商品等を購入し、若しくは借り受け、又はその提供を受ける取引であって、ふくアプリデジタル通貨の使用により代金の決済が行われるものをいいます。
 - (8) 「ふくいデジタル」とは、株式会社ふくいのデジタルをいいます。ただし、その業務を他の者が行うこととなった場合には当該者をいいます。
 - (9) 「本システム」とは、ふくアプリを含むふくアプリデジタル通貨の発行、管理及び利用に関するシステムをいいます。
 - (10) 「MPM方式」とは、Merchant - Presented Modeによる決済方式（静的QRコードを加盟店に設置し、利用者のスマートフォンのアプリケーションでそのQRコードを読み込んで決済処理を行う方式）をいいます。

※QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

- (11) 「利用者」とは、本規約の内容に同意のうえふくアプリデジタル通貨の発行を受け、ふくアプリデジタル通貨を利用する個人又は法人をいいます。

第2条（ふくアプリデジタル通貨の発行）

1. 発行者からふくアプリデジタル通貨の発行を受けた利用者は、本規約に従って、当該ふくアプリデジタル通貨を利用することができます。
2. 利用者の保有するふくアプリデジタル通貨は、ふくアプリ上のウォレットに残高として記録される形で、発行されます。

第3条（ふくアプリデジタル通貨の使用）

1. 利用者は、加盟店において対象商品等を購入し、若しくは借り受け、又はその提供を受けるにあたり、MPM方式により、ふくアプリデジタル通貨を使用してその代金の決済を行うことができます。
2. 利用者は、自己の端末上における決済操作に先立ち、自己の端末上の決済先及び金額の確認画面を十分に確認するものとします。
3. 利用者は、ふくアプリデジタル通貨使用取引の完了後、ふくアプリ上のウォレットに表示される利用残高が正しく表示されていることを確認するものとします。
4. ふくアプリデジタル通貨の利用に要する利用者の携帯電話等の通信料・接続料等は利用者が負担するものとします。また、通信障害、機器の故障その他の理由により利用者の携帯電話等が本システムに接続できない結果としてふくアプリデジタル通貨の利用ができなかったとしても、発行者は一切の責任を負いません。

第4条（対象外商品等）

次のいずれかの商品及びサービスは対象商品等に該当しないものとします。

- (1) 商品券、ガソリン券、ビール券、清酒券、図書券、切手、印紙、広く流通するプリペイドカードなどの換金性の高いもの
- (2) ICカード等のいわゆる電子マネー
- (3) 不動産、宝くじ、又は株式、先物などの金融商品
- (4) 通信販売に係る商品又はサービス
- (5) たばこ
- (6) その他、発行者が指定するもの

第5条（ふくアプリデジタル通貨使用取引の取消し等）

利用者は、法令に基づき売買契約の取消し、解除等が認められる場合を除き、加盟店との間で行ったふくアプリデジタル通貨使用取引を取消し、解除等を行うことができないものとします。

第6条（有効期間等）

ふくアプリデジタル通貨の有効期間、取得方法、利用可能店舗、利用条件、払戻条件及び他の利用者への移転の可否は、別表に定めるところによります。

第7条（利用者の義務）

1. 利用者は、本サービスの利用に際して、次の各号のいずれかに該当する行為（該当するおそれのある行為を含みます）も行ってはなりません。
 - (1) 法令、裁判所の判決、決定若しくは命令、又は法令上拘束力のある行政措置に違反する行為
 - (2) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれのある行為
 - (3) 反社会的勢力（第8条第1項各号のいずれかに該当する者及び同8条第2項に規定する行為を行う者をいいます。）に対する利益供与その他の協力行為
 - (4) ふくアプリデジタル通貨使用取引の代金の決済以外の目的で、ふくアプリデジタル通貨を保有し、又は現金、財物その他の経済上の利益との交換、譲渡、譲受けその他の利用を行う行為
 - (5) 不正な方法によりふくアプリデジタル通貨を取得し、又は不正な方法で取得されたふくアプリデジタル通貨であることを知って利用する行為
 - (6) ふくアプリデジタル通貨を偽造若しくは変造し、又は偽造若しくは変造されたふくアプリデジタル通貨であることを知って利用する行為
 - (7) 前各号に該当する行為を援助又は助長する行為
 - (8) その他本規約に違反する行為
2. 前項各号のいずれかに該当し、又はそのおそれがあると認められる行為を利用者が行った場合のほか、ふくアプリデジタル通貨を不正に利用する行為等、発行者が不適切と判断する行為を利用者が行った場合又はそのおそれがあると発行者が認めた場合、発行者及び加盟店は、利用者によるふくアプリデジタル通貨の利用を認めない場合があります。また、利用者が前項及び本項に違反した結果として損害を受けた場合であっても、発行者は一切の責任を負わないものとします。
3. 利用者は、本規約に違反したことにより発行者に損害が生じたときは、当該損害額について一切の責任を負うものとします。
4. 発行者は、本条に基づき実施した措置に基づき利用者に損害が生じた場合でも、一切の責任を負わないものとします。

第8条（反社会的勢力の排除）

1. 利用者は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明及び保証し、かつ将来にわたつ

ても該当しないことを確約します。

- (1) 自ら又は自らの役員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準じる者（以下総称して「暴力団員等」といいます。）であること
 - (2) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (3) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (4) 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - (5) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (6) 自らの役員又は自らの経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 利用者は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれに該当する行為も行っていないことを表明及び保証するとともに、将来にわたって行わないことを確約します。
- (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
3. 発行者は、利用者が前二項の表明及び保証又は確約に反し、又は反していると疑われる場合、催告その他何らの手続を要することなく、利用者の保有するふくアプリデジタル通貨の残高について、失効させることができます。なお、発行者は、かかる疑い内容及び根拠に関して説明する義務を負わず、また、当該失効に起因して利用者に損害等が生じた場合であっても、責任を負いません。

第9条（利用中止等）

1. 発行者は、以下の各号に掲げる事由があると判断した場合には、利用者に対し事前に通知することなく、ふくアプリデジタル通貨の発行及び利用の全部又は一部を停止又は中止することがあります。この場合、利用者は、その保有するふくアプリデジタル通貨の全部又は一部を利用することができません。
 - (1) 通信機器、回線若しくはコンピューター等の障害、又は災害・事変等やむを得ない事由により、本システムを利用することができない場合
 - (2) システムの保守・点検等により、本システムを停止することが必要又は適切と認める場合
 - (3) 利用者が本規約に違反し、又は違反したおそれがある場合

- (4) 利用者がふくアプリデジタル通貨を違法若しくは不正に入手、利用した場合、又はそのおそれがある場合
 - (5) ふくアプリデジタル通貨の利用状況に照らし、利用者として不適格であると認められる場合
2. 発行者は、前項に基づき実施した措置に基づき利用者に損害が生じた場合でも、一切の責任を負わないものとします。

第10条（本規約の変更）

1. 発行者は、その裁量により、いつでも本規約を変更することができるものとします。発行者は、本規約を変更する場合には、その効力発生時期を定め、かつ、本規約を変更する旨及び変更後の本規約の内容並びにその効力発生時期をウェブサイト又はふくアプリへの掲載その他の発行者が適切であると判断する方法により周知するものとします。
2. 発行者は、前項に定める場合以外にも、本規約を変更することができます。この場合、発行者は利用者に対して発行者が適当と判断する方法により告知します。変更後の本規約は、本サービスの画面上に表示された時点で効力を生じるものとみなし、本規約の変更後に本サービスをご利用された場合は、変更後の本規約に同意されたものとみなし、利用者が未成年者等の場合は、法定代理人が同意したものとみなします。変更後の本規約に同意できない場合は直ちにサービスの利用を停止しなければなりません。
3. 本サービスはバージョンアップを行うことがあります。バージョンアップについての告知は利用者に対して、個別に行われるものではありません。バージョンアップが行われた本サービスについても、本規約が適用されます。

第11条（権利義務の譲渡等）

利用者は、本契約上の地位又は権利義務を、第三者に対し、譲渡、担保設定、その他の処分をすることはできません。

第12条（連絡、通知）

本規約の変更に関する通知その他発行者から利用者に対する連絡又は通知は、ふくアプリ上の適宜の場所への掲示、その他発行者の定める方法で行うものとします。

第13条（発行者の免責）

発行者は、発行者の本契約に基づく債務の不履行（発行者、その代表者又はその使用する者の故意又は重大な過失によるものを除きます。）又は発行者の債務の履行に際してされた発行者の不法行為（発行者、その代表者又はその使用する者の故意又は重大な過失によるものを除きます。）により利用者に生じた損害については、当該利用者に対して発行したふくアプリデジタル通貨の残高を超えて責任を負いません。

第14条（準拠法、管轄裁判所）

1. 本契約は、日本法を準拠法とし、日本法に従って解釈されるものとします。
2. 本契約に関する訴訟については、福井地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

ふくアプリデジタル通貨概要

1.	名称	[出産・子育て応援ギフト]
2.	対象者	妊婦又は出生した子どもを養育する者
3.	有効期間	発行日の翌日から起算して2年を経過した日
4.	取得方法	ふくアプリユーザーIDに対してシステム側から自動付与
5.	発行額	・ 出産応援ギフト 妊婦1人当たり50,000円 (50,000ポイント) + 2,500円 (2,500ポイント) ・ 子育て応援ギフト 出生児1人当たり50,000円 (50,000ポイント) + 2,500円 (2,500ポイント)
6.	利用可能店舗	ふくアプリ加盟店のうち小浜市内全域の「ふく育応援団」登録店舗 (加盟店登録を行った店舗に限る。)
7.	利用条件	ふくアプリデジタル通貨使用取引において、ふくアプリデジタル通貨が不足した場合、利用者は、不足分を現金その他の支払い方法で支払うことができる
8.	払戻条件	発行者は、原則としてふくアプリデジタル通貨の払戻しは行いません
9.	移転の可否	利用者は、ふくアプリデジタル通貨の残高を他の利用者に移転することはできません。